

平成 22 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 諏 訪 秀 則
 (コード番号:6728 東証一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 本 吉 光
 (TEL. 0467-89-2033 大代表)

(訂正)平成 22 年 6 月 期 第 2 四 半 期 決 算 短 信 及 び 第 3 四 半 期 決 算 短 信 の 一 部 訂 正 に つ い て

平成 22 年 2 月 12 日に開示いたしました「平成 22 年 6 月 期 第 2 四 半 期 決 算 短 信」並びに、平成 22 年 5 月 13 日に開示いたしました「平成 22 年 6 月 期 第 3 四 半 期 決 算 短 信」の一部に訂正する箇所がありましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所は、下線で表示しております。なお、決算に関する数値データの訂正はありません。

記

[平成 22 年 6 月 期 第 2 四 半 期 決 算 短 信]

1. 訂正箇所(6 ページ)

4. その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

① 売上高及び売上原価の計上基準の変更

【訂正前】

製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 18 号平成 19 年 12 月 27 日)を第 1 四半期連結会計期間より適用し、第 1 四半期連結会計期間に着手した契約から、当第 2 四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。これにより、売上高は 164 億円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ 25 億 7 百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【訂正後】

製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 18 号平成 19 年 12 月 27 日)を第 1 四半期連結会計期間より適用し、第 1 四半期連結会計期間に着手した契約から、当第 2 四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。これにより、売上高は 163 億 5 百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ 35 億 95 百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

2. 訂正箇所(14 ページ)

(5)セグメント情報 4.会計処理の方法の変更 (売上高及び売上原価の計上基準の変更)

【訂正前】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会

計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第2四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、売上高は真空機器事業で 16,265 百万円、真空応用事業で 136 百万円それぞれ増加し、営業損失は真空機器事業で 2,452 百万円、真空応用事業で 55 百万円それぞれ減少しております。

【訂正後】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第2四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、売上高は真空機器事業で 16,169 百万円、真空応用事業で 136 百万円それぞれ増加し、営業損失は真空機器事業で 3,540 百万円、真空応用事業で 55 百万円それぞれ減少しております。

3.訂正箇所(15 ページ)

所在地別セグメント情報 3.会計処理の方法の変更 (売上高及び売上原価の計上基準の変更)

【訂正前】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第2四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本の売上高は 16,400 百万円増加し、営業損失は 2,507 百万円減少しております。

【訂正後】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第2四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本の売上高は 16,305 百万円増加し、営業損失は 3,595 百万円減少しております。

[平成22年6月期 第3四半期決算短信]

1.訂正箇所(6ページ)

4. その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

①売上高及び売上原価の計上基準の変更

【訂正前】

製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。これにより、売上高は 250億39百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ29億36百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【訂正後】

製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。これにより、売上高は 252億55百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 59億71百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

2.訂正箇所(14 ページ)

(5)セグメント情報 4.会計処理の方法の変更 (売上高及び売上原価の計上基準の変更)

【訂正前】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、真空機器事業の売上高は 25,039百万円、営業利益は 2,936百万円それぞれ増加しております。

【訂正後】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、真空機器事業の売上高は 25,255百万円、営業利益は 5,971百万円それぞれ増加しております。

3.訂正箇所(15 ページ)

所在地別セグメント情報 3.会計処理の方法の変更 (売上高及び売上原価の計上基準の変更)

【訂正前】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本の売上高は 25,039 百万円増加し、営業損失は 2,936 百万円減少しております。

【訂正後】

4. その他(3)「四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」①に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、製造装置の受注生産に係る収益の計上基準については、従来、主として検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第3四半期連結累計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本の売上高は 25,255 百万円増加し、営業損失は 5,971 百万円減少しております。

以 上